

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 20 日現在

機関番号：34504

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2013～2016

課題番号：25285006

研究課題名(和文)データベースを通じた判例集と行政記録との相互補完による近世法史研究の新展開

研究課題名(英文) Mutual complementation of case collections and administrative records in Edo era

研究代表者

守屋 浩光 (MORIYA, Hiromitsu)

関西学院大学・法学部・教授

研究者番号：00330530

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 14,400,000円

研究成果の概要(和文)：鳥取藩を中心として、日記形式で記録されている行政記録と事件類型別に保存されている判例集を比較し、どのような情報が判例集に残されるのかを分析した。その結果、判決にいたる過程で提出される証拠に関する情報はほとんど残らないのに対し、判決で認定された事実関係や特定の量刑にいたる根拠はもちろんのこと、判決に至る過程で犯人またはその親族が謹慎等をしたことやそれが解かれたことなどは判例集に記録されることが多いことが分かった。また、収集した判例集のデジタルカメラ画像を素材にその翻刻作業を行い、75万文字程度翻刻することができた。この成果から盛岡藩、対馬藩に続く『近世刑事史料集』シリーズの続刊を行う計画である。

研究成果の概要(英文)：We analyzed what kind of information were left in the criminal records, comparing the administrative records recorded in the diary format with the criminal records preserved by type of crime, mainly on the Tottori clan. As a result, almost no information about evidence to be submitted in the course of judgment remains, while not only the facts found by the judgment and the grounds for a sentencing, the criminal or their relatives. It was found that the things such as punishment and solved it are often recorded in the criminal records. In addition, it was able to decipher about 750 thousand letters using the digital camera image of collected criminal records as a material. Based on this achievement, we plan to continue the publication of the series of "criminal records of modern times" following Morioka clan and Tsushima clan.

研究分野：日本法制史

キーワード：藩法 刑事裁判 刑罰 量刑 大名 行政記録 判例 古文書

1. 研究開始当初の背景

平成11年度～平成14年度にかけて、研究代表者は研究分担者7名・研究協力者10名とともに「データベースの構築に向けた藩法史料の総合的研究」と題し科学研究費補助金(基盤研究(A)・課題番号11302001)で藩法史料の探索・校訂・デジタル化を通じてデータベースの構築に取り組んできた。さらに、平成18年度～平成21年度には、研究分担者8名、連携研究者8名、研究協力者3名とともに「藩法史料のデータベース展開と近世法史研究の新機軸」を研究課題に同じく科学研究費補助金(基盤研究(A)・課題番号18203001)を受け、藩法史料のさらなる探索および公開に向けての準備作業を行ってきた。本研究はその成果を踏まえ、また関連する史料の公開を受けて一層の研究の展開を図るものである。

研究の素材となる史料であるが、幕府の法制史料については保存状態も良好で、公刊も進んでいる。他方、藩の法制史料は、明治維新や戦災などにより滅失、散逸したものが多く、またそもそも残存しているのかどうか明らかでないことが多い。利用されず収蔵庫の片隅に眠っている史料が湿気や虫害によって破損し、利用できなくなっているものもある。前述の科学研究費補助金を受けた「データベースの構築に向けた藩法史料の総合的研究」および「藩法史料のデータベース展開と近世法史研究の新機軸」においては、秋田、荘内、福岡、和歌山、姫路、鳥取、津山、久留米、萩、宇和島、熊本等の諸藩の刑事裁判史料をデジタル撮影・収集し、一部についてはホームページ上で公開できる準備を整えた。また、収集した史料のうち丹後田辺藩と対馬藩の刑事裁判史料の翻刻作業を進め、史料集の刊行が可能な段階を迎えている。これらの作業を通じ、滅失する危険のある貴重な法制史料をデジタル画像という形で保存し、また研究目的で世界中のあらゆる所から利用できるようにすべく、準備作業を行った。しかしこれまでの活動によって保存し得た史料は全体のごく一部にとどまり、未だデジタル画像の取得に着手できていない史料が大半を占めている。よって、今回の研究課題においては、前回および前々回の調査によって取得できなかった史料のデジタル撮影を続行し、貴重な文化遺産を後代に伝えるという目的を持つ。

2. 研究の目的

平成11年度～平成14年度科学研究費補助金基盤研究(A)「データベースの構築に向けた藩法史料の総合的研究」および平成18～21年度同補助金基盤研究(A)「藩法史料のデータベース展開と近世法史研究の新機軸」の成果を受け、藩法史料の発掘・デジタル画像データ取得及び史料集刊行・インターネット公開を進める。また、各地に散在する日次記形式の行政記録

に見られる事件・裁判記録を析出し、判例集などと照合・比較し、また欠落している部分を補完することにより、諸藩における近世期全般の刑事裁判の有り様を解明するとともに、リアルタイムに記録される文書が判例集に編纂されていくプロセスも明らかにする。

前回の科学研究費補助金「藩法史料のデータベース展開と近世法史研究の新機軸」において、鳥取藩の裁判及び追放刑関係史料を調査した際、鳥取県立博物館に所蔵されている行政記録に、刑事事件や訴訟に関する記事が大量に存在することが分かった。今回は、諸藩における藩政各機関の日次記録を手始めに、判例集の記事と行政記録の記事との照合を行い、刑事裁判データベースの内容を補充、充実させる。

はじめに、全国の藩の諸機関に日次記形式で蓄積された記録の所在状況を確認する。そのうち裁判に関する記録の豊富なところ、近世期全般にわたる記録が残されているところを対象に、日次記事から裁判に関する記述を析出する。とりあえず、前回の調査により行政記録の内容がある程度確認できた、鳥取藩の各機関の行政記録から裁判に関する記述の析出作業を行う。

さらに全国的に藩法史料の所在状況の調査を行い、また取得した藩法史料のうち重要なものを解説、さらに全文検索機能を付加して画像データとともに広く公開する。前回・前々回の調査により、全国の諸藩の史料状況を調査し、20藩近くの裁判史料のデジタルデータを取得したが、さらに作業を継続する。

現在、取得したデータは藩法研究会(中部)のホームページにアップロードし、共同研究者の翻刻作業の元データとして活用しているが、その後新たに発見・収集された史料がないかどうか、研究分担者・研究協力者の努力によって改めて確認し、調査の万全を期す。そして、藩法研究会を通じて重要であると判断された史料の電子媒体保存を行うとともに、前々回の盛岡藩、前回の対馬藩・丹後田辺藩に続いて、翻刻作業に力を入れ、出版化をはかる。

従来の法制史研究において紹介され、刊行されてきた『藩法集』全15巻や各地方史の史料編などに見られる藩法史料は、全体のごく一部にとどまり、内容的にも行政法令史料というにふさわしいものであった。現状においては、従来からある行政文書としての藩法史料の調査・史料紹介と本研究会で行っているような判例集など裁判史料の調査・史料集刊行の作業がお互い関係を持たずに進んでいるきらいがある。

ところで、各地の史料所蔵施設では、諸藩で部署ごとに記録される行政記録が大量に保存されており、転封等の所領移動を経験していない大藩では、近世期全般にわたる記録がそのまま残存しているところも少なくない。それらの中には、紛争事件及び裁判に関する記述が大量に存在している。法制史研究

者の間ではその存在はよく知られているものもあるが、裁判機関毎に一日一日記録され、蓄積される行政記録は一人の研究者には手が余るほど分量が多く、なかなか内容の調査に着手されなかった。

この作業を通じて、従来極論すれば無関係に進行していた行政史料の翻刻・研究と純粹の裁判史料の翻刻・研究が結合し、判例集の記録が不十分あるいは欠落している部分の補完が実現する。そのことによって、近年充実してきた近世裁判史料の研究が、新たな段階に到達するものと期待される。

さらに、リアルタイムに記録される日次記録と後年の編纂物である判例集との比較から、二次史料が作成される過程において、紛争事件あるいは紛争解決過程における生の情報のうち、どのような情報が後年に残され、またどのような情報が捨てられていったのかが明らかになる。

3. 研究の方法

4年間の研究期間で実行する作業を、

- (1) 撮影・調査
- (2) 翻刻
- (3) 裁判史料と行政史料の照合・比較
- (4) 史料集刊行

の4つのステップに分け、1年ごとに2つ程度のステップを踏みながら作業を前進させることにする。前半2年間は、主として研究対象となる史料の調査、および翻刻を、後半2年間で、収集史料の照合比較とデータベース化および史料集刊行に向けた作業を主として行う。

【平成25年度研究計画・方法】

・・・撮影・調査+翻刻のステップ

4年計画のうち、平成25年度は、前回および前々回には十分な調査が行えなかった九州・中国地方の史料調査を重点的に行う。所在状況については、前回までの調査でおおよその状況が把握できているため、刑事裁判・刑罰執行に関する史料の撮影と取得画像の処理および整理を主たる作業とする。また、日次記形式で記録されている行政記録については、冊子またはインターネット上のデータとして検索可能なものにとどまらず、現地での確認が必要なものも含めて、全国の法制史料を所蔵する機関に赴き、所在状況を確認する。

(1) 平成25年度における重要な作業は、未だ画像取得を行っていない各藩の史料収集である。前回に引き続き各会員が各自史料撮影から画像処理、翻刻・入力を行うという分散的な作業体制を確立するため、主たる会員に常備させるデジタルカメラとノートパソコン、および大量に撮影した史料画像を保存するモバイルディスクおよびPC間のデータを移動させるために用いるUSBメモリーを活用する。本研究では撮影した画像をただちに頒布可能な品質とすることを目標としている。撮影現場では画像がピント外れ

など無く撮影できているかオンタイムで確認するため、デジタルカメラ画像を即時パソコン画面上で確認するためのソフトウェアを利用する。

インターネットを活用して、共同研究者間で史料のデジタル画像データを共有し、翻刻した活字データを共通のフォーマットで整形するため、全くマンパワーによる他はない翻刻作業さえ完了すれば、紙媒体およびデジタルメディアによる出版やインターネット上での公開による社会への成果の公開は大幅に効率化・省力化される。

(2) 調査状況の報告・発見した史料の価値判断等のために、特に問題となる史料の所在地で合宿研究会を開催する。会議に際しては、撮影史料画像などを印刷して資料配付することは史料の量的な問題から避けたく、今回購入するノートパソコンを無線LAN接続し、ペーパーレス会議を実現する。

(3) 前回・前々回の調査により多量の史料画像が集積できたが、多くの会員が所属大学の業務の中核を担う立場にあって多忙であり、データベース化の前提となる史料の解読・入力が遅れている。

このため平成25年度は長州藩『温故便覧』など、これまで取得したもののなかでまとまった藩法史料の解読・入力作業を並行して進める。

【平成26年度研究計画・方法】・・・撮影・調査+翻刻のステップのつづき

(1) 前年度の補充調査を行うとともに、所在調査の結果明らかになった各藩の行政日記のうち重要なものについて撮影を行い、画像処理を進める一方、採集史料の解読入力作業を続行する。

(2) また、調査した史料所在リストを整理してコンピューター入力する一方、デジタルカメラで撮影した史料を画像データとして保存し・データの整理事業後は、当面は会員間で共同利用するホームページ上にアップロードできるよう手配を行い、著作権の問題などをクリアして全研究者に公開する基盤を構築する準備を進める。

今回は前々回購入したコンピューターの陳腐化およびその後の性能向上に対応し、あわせて前年度以来各会員が収集・処理した画像および入力した文字データを蓄積して、広く研究者にインターネット経由で公開するための準備を行う。さらに、取得した画像データのうち、マイクロフィルムになっているものについては、フィルム劣化による滅失の危険があることから、デジタルコンバートを進める。そのためにデジタルフィルムスキャナーを利用する。

【平成27年度研究計画・方法】

・・・裁判史料と行政史料の照合・比較のステップ

前年度作業の継続が基本となるが、それま

での史料調査により取得することのできた各藩の刑事裁判史料を材料に、行政記録に記載された刑事事件・裁判記録との照合作業を通じて、リアルタイムに記録される一次史料からどのような情報が取捨選択され、二次史料としての判例集が編纂されるのか、についての研究にも取り組む。

【平成28年度研究計画・方法】

・・・裁判史料と行政史料の照合・比較＋史料集刊行のステップ

(1) 前年度の作業を引き継ぎ、刑事法分野を中心にして、諸藩における事件および裁判過程の復元作業および判例集編纂過程の解明に取り組む。更に可能ならば、前回・前々回の科学研究費補助金の史料集により実現した『近世刑事史料集』の続巻の刊行の準備を図る。

(2) また、これまでの作業の総括を進めつつ、残された課題があれば、その点に重点を置き、本研究の課題たるデータベース利用により総合的比較藩法研究の論文集の刊行に取り組む。さらに、4年間の研究成果を学界に問う一方、『近世刑事史料集』続刊の出版を行う。

4. 研究成果

(1) 大きな成果としては、本研究課題の研究代表者、研究分担者、研究協力者の多くが参加し、2013年に『近世刑事史料集2 対馬藩』を刊行したことが挙げられる。この史料集は、採録した対馬藩「罰責」が大部にわたるため、前半4分の1の翻刻文のみを書籍に収め、「罰責」全体は付録DVDにPDFファイルで収録した。またあわせて史料所蔵館の許可を得て史料画像も収めた。翻刻文をPDFファイルで刊行したことにより、テキストをコンピューター上で検索することが可能になり、これ自体をデータベースとして利用することが可能になった。

(2) また、現在まで収集した諸藩の刑事判決録の翻刻作業が研究協力者鎌田浩、横山輝樹の協力を得て、大きく進展した。熊本藩の刑事判決録は「御刑法草書」制定後の部分のうち、「闘殴」「姦犯」「人命」の3編の翻刻が完了した。これは判決録全体の4分の1に当たる。また、長州藩の刑事判決録については、「温故便覧」の翻刻がほぼ完了し、「典刑」は全体の約4分の1の翻刻が終わった。この結果をもとに翻刻作業を更に進め、『近世刑事史料集』シリーズの続刊を行う。

(3) 新たな藩法史料の調査・発見に向けての調査活動としては、基本的には研究代表者・研究分担者・研究協力者個人による調査が中心となった。研究分担者12名の史料調査は、幕藩関係を解明するための史料を発見するという観点から各地域の史料所蔵機関を訪問し調査したものである。また、研究代表者守屋浩光が実施したのものとしては、東北諸藩の刑事裁判史料および日次記形式によ

る行政記録の発見のための調査を行った。従前は外様大藩の調査が中心で、盛岡藩および仙台藩の調査を行ったが、今回の科学研究費補助金による調査では、譜代藩に調査対象を広げ、出羽庄内藩の史料調査のため、鶴岡市立図書館の所蔵史料を閲覧・撮影した。庄内藩では公式判例集である「政府」が存在し、『鶴岡市史 史料編』に翻刻されているが、今回は原史料を閲覧し内容を確認した。さらに、藩庁各機関で記録され蓄積された行政記録を調査、閲覧した。さらに、従来調査対象とはしていなかった各藩士家に残され、その後図書館に寄贈された諸史料を調査した。その結果、藩の公式判例集が編纂されるにあたって、藩庁内の各機関で日々記録される執務日誌もさることながら、法制定や裁判の実務を担当する法制官僚・司法官僚が、担当する裁判や先例検索の過程で収集した判決文・裁判諸記録を個人的に書き留め、私的な判例集を作成しており、それらが、公式判例集の素材となっていた可能性があることが分かった。

(4) また本研究課題の一つの柱である、日次記形式の行政記録と判決記録との事件単位の比較を通じた判例集編纂プロセスの解明という点については、主として鳥取藩の行政記録である「御国日記」「御目付日記」「御用人日記」等と判決記録である「御家中并寺社御咎帳」等との比較を行っており、リアルタイムに記録される行政記録に比べて、概ね一年単位で編纂される裁判記録では、証拠をはじめとする裁判史料の多くが掲載対象から漏れるのに対し、犯人およびその親族の謹慎およびその解除については、多くが判決録でも掲載されることが確認できた。これについては幕藩体制期全般にわたる膨大な史料を分析する必要があり、さらに分析する事例を増やす必要があるが、その成果は研究代表者守屋浩光による研究論文として公刊する予定である。

(5) 今回の研究成果を踏まえての今後の課題であるが、前述のように、出羽庄内藩の行政記録の調査を行う過程で、裁判や立法に携わった法制官僚と思われる藩士が私的にまとめたものと思われる判例集を発見した。これらは公式の藩文書ではないが、公式判例集よりも採録事件数が多く、個々の事件の記述内容も豊富である。これらは公式の判例集が編纂される過程でその素材になったと考えられる。判例集編纂の有り様を具体的に明らかにするうえで重要な史料であり、今後重点的に調査する必要がある。

今回得ることができた研究成果および明らかになった研究課題は、平成29年度～平成32年度科学研究費基盤研究(B)「近世藩法史料の編纂過程についての実証的研究」(課題番号17H02448)において、引き続き取り組んでいくことにしている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 11 件)

安高啓明・内島実奈子、絵踏の展開と踏絵の凶像、西南学院大学博物館研究紀要、査読無、4 巻、2016、p25-38

高木侃、徳川時代後期家族法関係史料 (15)、専修法学論集、査読無、127 巻、2016、p1-34

高塩博、「評定所御定書」と「公事訴訟取捌」論考篇、國學院法学、査読無、53 巻 4 号、2015、p51-89

高木侃、『内縁』の語義について、専修法学論集、査読無、126 巻、2015、p1-42

高木侃、徳川時代後期家族法関係史料 (14)、専修法学論集、査読無、121 巻、2014、p1-11

安竹貴彦、紀州藩の追放刑と牢番頭、和歌山人権研究所紀要、査読無、第 4 号、2013、p68-151

神保文夫、江戸時代の妻敵討に関する若干の史料、名古屋大学法制論集、査読無、250 号、2013、p301-118

高塩博、丹後国田辺藩の「御仕置仕方之事」について、國學院法学、査読無、51 巻 4 号、2013、p135-175

高塩博、丹後田辺藩の「敲」について、國學院法学、査読無、51 巻 3 号、2013、p51-74

高塩博、「公事方御定書」の元文三年草案について、國學院法学、査読無、51 巻 2 号、2013、p27-167

高木侃、《資料》徳川時代家族法関係史料 (十三)、専修法学論集、査読無、118 号、2013、p43-53

[学会発表](計 3 件)

小倉宗、法から見た幕藩体制、法制史学会中部部会、2014 年 9 月 24 日、名古屋大学

門脇朋裕、貞享・元禄期小田原藩領川村川北における領主法、法制史学会東京部会第 245 回例会、2013 年 6 月 22 日、星薬科大学

門脇朋裕、自分仕置令の生類憐み規定について、藩法研究会 2013 年度夏期合宿研究会、2013 年 8 月 7 日、関西学院大学梅田キャンパス

[図書](計 10 件)

高塩博、江戸幕府法の基礎的研究 史料篇、汲古書院、2017、p549

高塩博、江戸幕府法の基礎的研究 論考篇、汲古書院、2017、537p

神崎直美、幕末大名夫人の知的好奇心、岩田書院、2016、214p

石井良助他編(林由紀子担当)、問答集 10 服忌令詳解・監察省秘録、創文社、2015、

400p

大津透・桜井英治・吉田裕・李成市編(小倉宗執筆)、岩波講座日本歴史第 12 巻、岩波書店、2014 年、318p (p173-208 小倉執筆)

寺木伸明・藪田貫編(安竹貴彦執筆)、近世大阪と被差別民社会、清文堂、2014、415p (p6-34 安竹執筆)

高木侃、三くだり半と縁切寺、吉川弘文館、2014、295p

和歌山の部落史編纂会編(安竹貴彦編集)、和歌山の部落史(年表・補遺編)、明石書店、2015、356p

和歌山の部落史編纂会編(安竹貴彦解説)、『和歌山の部落史』史料編近代 1、明石書店、2014、576p

藩法研究会編・鎌田浩(翻刻)・谷口昭(編集代表)・守屋浩光(編集)、近世刑事史料集 2 対馬藩、創文社、2014、800p

[産業財産権]

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

[その他]

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

守屋 浩光 (MORIYA, Hiromitsu)
関西学院大学・法学部・教授
研究者番号：00330530

(2) 研究分担者

谷口 昭 (TANIGUCHI, Akira)
名城大学・法学部・教授
研究者番号 20025159

神保 文夫 (JIMBO, Fumio)
名古屋大学・法学研究科・教授
研究者番号：20162828

安竹 貴彦 (YASUTAKE, Takahiko)
大阪市立大学・法学研究科・教授
研究者番号：20244626

神崎 直美 (KANZAKI, Naomi)
城西大学・経済学部・准教授
研究者番号：30348172

高木 侃 (TAKAGI, Tadashi)
専修大学・学長室・非常勤嘱託
研究者番号：40099198

高塩 博 (TAKASHIO, Hiroshi)
國學院大學・法学部・教授
研究者番号：40236211

小倉 宗 (OGURA, Takashi)
関西大学・文学部・准教授
研究者番号：40602107

坂本 忠久 (SAKAMOTO, Tadahisa)
東北大学・法学研究科・教授
研究者番号：60241931

丸本 由美子 (MARUMOTO, Yumiko)
金沢大学・法学系・准教授
研究者番号：60735439

山中 至 (YAMANAKA, Itaru)
熊本大学・法曹養成研究科・名誉教授
研究者番号：90167718

牧田 勲 (MAKITA, Isao)
摂南大学・法学部・教授
研究者番号：90209403

安高 啓明 (YASUTAKA, Hiroaki)
熊本大学・文学部・准教授
研究者番号：30548889

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

井ヶ田 良治 (IGETA, Ryoji)
同志社大学・名誉教授

鎌田 浩 (KAMATA, Hiroshi)
熊本大学・専修大学名誉教授

小林 宏 (KOBAYASHI, Hiroshi)
國學院大学・名誉教授

林 由紀子 (HAYASHI, Yukiko)
名古屋学芸大学・名誉教授

林 紀昭 (HAYASHI, Noriaki)

関西学院大学・名誉教授
橋本 久 (HASHIMOTO, Hisashi)
大阪経済法科大学・名誉教授
山田 勉 (YAMADA, Tsutomu)
神戸女子大学・文学部・教授
古城 正佳 (FURUJO, Masayoshi)
東海大学・非常勤講師
上山 卓也 (UEYAMA, Takuya)
京都大学・文学部図書室・閲覧掛
門脇 朋裕 (KADOWAKI, Tomohiro)
帝京大学・非常勤講師
横山 輝樹 (YOKOYAMA, Teruki)
伊賀市・市史編纂委員